

第2編 負担金

第1 一般財団法人地域創造分担金

一 負担金の内容

1 概要

正式名称は、「芸術文化くじの持寄額に応じた分担金」である。

地方公共団体関係者によって設立された一般財団法人地域創造が行う地域における創造的・文化的な表現活動のための環境づくり等に資する事業等の経費に対する分担金で、グリーンジャンボ宝くじとして発売される芸術文化くじによる収益金額に応じて負担するものである。

分担金を支出することによって、地方公共団体等の行う文化活動への財政的支援及び文化環境づくり等に関する情報提供、研修等が受けられる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1929万7000円である。平成29年度の予算額は、1920万9000円である。平成27年度の決算額は、1929万7000円、平成26年度の決算額は、1907万円である。

3 経緯

平成7年に開始されている。

当時の関係文書が存在しないため、加入の経緯等は不明である。

4 受給者

一般財団法人地域創造

5 根拠

任意的負担金である。

6 申請

芸術文化くじの持寄額に応じた分担金について（通知）

↓

芸術文化くじの持寄額に応じた分担金の納入について（請求書）

↓

精算払い

7 実績報告

一般財団法人地域創造から、芸術文化くじの持寄額に応じた分担金の通知がある。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第2 学校音楽鑑賞教室共催負担金

一 負担金の内容

1 概要

児童・生徒等の情操の涵養を図るため、プロのオーケストラ（公益財団法人千葉交響楽団、旧称：ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉）を各学校に派遣し、優れた音楽鑑賞の機会を提供する「学校音楽鑑賞教室事業」を、学校音楽鑑賞教室実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主体となって行っている。公益財団法人千葉交響楽団に支払われる共催負担金は、県・実施した市町村教育委員会・開催校が負担しているところ、このうち県が負担する共催負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1946万5000円である。平成29年度の予算額は、1601万6000円である。平成27年度の決算額は、1509万9000円、平成26年度の決算額は1588万円である。

3 経緯

昭和60年に開始されている。事業実施は教育庁であったが、平成19年度より知事部局環境生活部文化振興課（現在は県民生活・文化課）に移っている。

当時の関係文書が存在しないため、加入の経緯等は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉交響楽団

5 根拠

義務的負担金である。実行委員会の規約により、負担金を総会にて定めることとなっており、「学校音楽鑑賞教室開催要項」において、県の負担額を定めている。

6 申請

県と実行委員会が協定書を締結する

↓

実行委員会より県に負担金の請求書が送付される

↓

県は実行委員会に負担金を前金払いする

↓

事業の完了

↓

実行委員会より県に実績報告を提出

7 実績報告

実行委員会から県に対して、実績報告がなされている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第3 手賀沼水環境保全協議会負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

本負担金の受給者は、県がその構成団体の一つとなっている手賀沼水環境保全協議会である。同協議会の会則により、構成団体の負担金をもって同協議会の経費に充てること及び負担金を総会において定めることが定められている。

(2) 負担金の性格

本負担金は、県が加盟する団体の運営、事業に要する経費を分担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1483万2000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、847万5000円、平成26年度の決算額は、1041万2000円である。

3 経緯

昭和50年2月に現在の手賀沼水環境保全協議会の前身である手賀沼水質浄化対策協議会が発足し、昭和51年度から本負担金の交付が開始されている。その後、関連組織との統廃合や流域下水道における汚水量の変更等に伴う負担額の見直しが行われている。

4 受給者

本負担金の交付先は手賀沼水環境保全協議会である。同協議会は、手賀沼及びその流域の水環境保全について、関係者の意識の共有と連携・協働した取組の推進を図り、必要な対策を協議するため昭和50年2月に設立された手賀沼水質浄化対策協議会を前身とし、その後関連組織との統廃合を経て、平成18年4月から現在の組織となったものである。県以外の構成団体は、手賀沼流域の7市（松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）、利水団体（千葉県手賀沼土地改良区、木下土地改良区、手賀沼漁業協同組合、我孫子手賀沼漁業協同組合）、住民団体（美しい手賀沼を愛する市民の連合会）である。なお、同協議会の会則により、同協議会の会長は県知事が務めることとされている。

5 根拠

手賀沼水環境保全協議会の会則により、構成団体の負担金をもって同協議会の経費に充てること及び負担金を総会において定めることが定められている。各構成団体の具体的な負担割合については、構成団体間で合意された「手賀沼の水環境保全

に関する協定書」により定められており、現在の協定においては、県は、①水環創造事業に係る処理費負担及び②河川浄化施設（リン除去施設）に係る処理費負担の3分の2、同協議会の運営及び前記①②以外の事業に要する費用のうち、利水団体及び住民団体の費用負担額（定額）を除いた額の2分の1を負担することとされている。

同協議会の行う水質浄化事業は、県を含む行政の責任において実施されるべき性質のものであるから、同協議会が水質浄化事業等を行うことにより、県の行政目的が達成される側面があり、その意味で本負担金により県が受益していることとなる。

6 申請

前記の協定書において定められた負担割合に基づき、手賀沼水環境保全協議会の総会で定められた県の負担額を、同協議会が県に対し請求する。

7 支出報告手続

特に本負担金に関する支出報告は行われていないが、毎年行われる手賀沼水環境保全協議会の総会において決算報告等が行われており、これによってどのような事業にいくら支出されたのかが確認できる。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 双方代理

本負担金の交付申請及び交付決定については、手賀沼水環境保全協議会の会長を務めている県知事が同協議会と県の双方を代表する形式で行われている。地方公共団体の長が締結する契約について、民法108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとの最高裁判所平成16年7月13日判決・民集58巻5号1368頁によれば、本負担金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用されるものと考えられる。

双方代理を回避するためには、同協議会が代表者とは別に代理人を選任し、代理人が交付申請を行うという手法によることも考えられるが、復代理人の選任によっては民法108条の適用を免れることはできないとする見解も存在するため、この方法によった場合は、なお双方代理と解する余地がある。そのため、会則の改正や同協議会の総会議決などによって、県に対する負担金の交付申請を行う際の代表権を知事以外の者に付与するなどし、双方代理とならないよう措置をとるべきである。

過去に交付された負担金については、双方代理のため、取り消されうる状態であるため、追認を得る措置をとるべきである。前記最高裁判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理し又は代表し

て契約を締結した場合において、議会が長による上記行為を追認したときは、民法116条の類推適用により、当該普通地方公共団体に法律効果が帰属しているため、県においては、県議会から追認を得るとともに、協議会に対しても、総会決議で追認を得るなどの措置をとるよう促すべきである。

2 意見

意見はない。

第4 全国都道府県議会議長会都道府県分担金

一 負担金の内容

1 概要

- (1) 全国都道府県議会議長会都道府県分担金(以下「都道府県議会議長会分担金」という。)は、全国都道府県議会議長会(以下「都道府県議会議長会」という。)に対して交付される負担金である。
- (2) 都道府県議会議長会は、47都道府県議会の議長を会員とし、都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的とする組織であり、都道府県議会議長会分担金は、その活動経費を賄うために、各都道府県に支払額が割り当てられている負担金である。

2 予算・決算

- (1) 県の予算・決算
平成28年度の予算額は、983万9000円である。平成29年度予算額は994万7000円である。平成27年度の決算額は、983万9000円、平成26年度の決算額も同額である。
- (2) 割当額の算出方法
各都道府県に割り当てられる支払額は、都道府県議会議長会が定めた負担金算出方法によって算出される。その算出方法は、①各都道府県に均一に割り当てられる金額、②各都道府県の人口で按分した金額、③各都道府県の財政力で按分した金額の三つを合算するというものである。
- (3) 都道府県議会議長会の予算
都道府県議会議長会の平成28年度予算は、3億1333万1000円であり、平成27年度決算額も、同額である。県の平成28年度予算額・平成27年度決算額983万9000円は、都道府県議会議長会の予算額・決算額3億1333万1000円の3.14%である。

3 受給者

- (1) 沿革

都道府県議長会は、1923年（大正12年）に設立され、現在は47都道府県議会の議長を会員とし、その相互間の連絡を密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理することを目的とする全国的連合組織として、地方自治法263条の3第1項に基づき総務大臣へ届け出た団体であり、同第2項に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。同様の組織として、全国知事会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会があり、都道府県議長会を含めて、地方六団体と呼ばれている。

(2) 組織

都道府県議長会の議決機関は、47都道府県議会の議長をもって構成される総会である。総会の下に、地方自治委員会、社会文教委員会、経済産業委員会、国土交通委員会、農林水産環境委員会が設置されていて、各所管事項の調査研究、政策の立案、国等への要望事項の審議等を行っている。役員会は、会長、8名の副会長、7名の理事、3名の監事の合計19名で構成され、事務局は、事務総長の下に、総務部、議事調査部、調査部が置かれている。

(3) 事業

以下の事業を行っている。

- ① 地方議会の意思を国会、政府その他の関係方面に反映させるための措置
- ② 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画、立案及び実施に関する関係各大臣との協議の場に関する事項
- ③ 地方自治に影響を及ぼす法律等について内閣や国会に対する意見の申出
- ④ 地方自治に関する事項につき、国会、政府等との折衝及び情報の収集
- ⑤ 地方議会の向上発展に寄与する事項の調査研究
- ⑥ その他各都道府県議会間の連絡、地方自治の発展に必要な有益な事項

(4) 都道府県議長会の活動実績

都道府県議長会の活動のうち、各年度の総会で議決した事項の数は、以下のとおりである。

全国都道府県議会議長会 総会において議決された決議及び 提言数

	7月総会		10月総会		1月総会		合計
	決議	提言	決議	提言	決議	提言	
平成26年度	4	31	5	31	0	0	71
平成27年度	4	35	5	35	0	0	79
平成28年度	4	34	5	35	1	0	79

- (5) 千葉県議会議長は、平成28年度においては、社会文教委員会及び農林水産環境委員会に所属し、平成28年11月2日の社会文教委員会の要請活動に参加している。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 経費の分析の必要性

都道府県議長の平成28年度予算は、3億1333万1000円であり、同年度の県の負担額は、983万9000円であり、予算及び県の負担額は、多額である。県は、都道府県議長会から決算書、予算書及び会務報告等の資料の提供を受け、県議会議長が総会に出席し、予算や活動に係る議案の可否を判断しているとのことであるが、更に、支出証拠書類の開示を受けて、無駄な支出がないかを確認することが望ましい。

第5 教育研究団体等負担金（特別支援学校）

一 負担金の内容

1 概要

教育研究団体等負担金（以下「県立学校負担金」という。）は、県立の特別支援学校35校、全日制高校120校が、各学校の運営に必要な各種義務的経費について支出する負担金の総称である。

2 予算・決算

特別支援学校35校が支出する県立学校負担金（特別支援学校）の平成28年度予算額は1008万6000円であり、1校当たりになれば約28万8171円である。平成29年度の予算額は、815万3000円である。平成27年度の決算額は590万1000円、平成26年度の決算額は374万円である。

3 県立学校負担金の分類

(1) 各種教育研究団体負担金

- ① 教職員に係わる教育研究団体に対して支出する経費の分担金である。
- ② 負担金の支出対象となる教育研究団体は、教育庁が支出を認定した団体に限られる。支出対象となる教育研究団体として、全国高等学校長会等の校長会、全国盲学校教頭会等の副校長・教頭会、全国公立学校事務長会等の事務長会、35の

部会を持つ教育研究会がある。

(2) 安全運転管理者地区会費・受講料

特別支援学校が、乗員定数11名以上の自家用自動車1台を運用する場合は、安全運転管理者を選任しなければならない（道路交通法74条の3、同法施行規則9条の8）。安全運転管理者は、各地区の安全運転管理者協議会に加入の上、講習会に毎年参加しなければならない。その会費や受講料である。

(3) PCB特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講料

電気機器等に使用されるPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を保管する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の2第8項）。その資格を取得するための講習会の受講料である。

(4) その他

光熱水費負担金、施設管理者負担金、農場実習地負担金、実習船電波使用料等学校施設や運営の形態によって発生する様々の義務的経費である。

4 支出決定

県立学校負担金は、各学校が個別に支出決定している。

5 関係書類の保管

県立学校負担金は、各学校が個別に支出決定するので、支出関係書類は各学校が保管している。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第6 教育研究団体等負担金（全日制高校）

一 負担金の内容

1 概要

教育研究団体等負担金（全日制高校）の概要等は、予算・決算のほかは、第5の教育研究団体等負担金（特別支援学校）と同じである。

2 予算・決算

教育研究団体等負担金（全日制高校）の平成28年度の予算は、653万円であり、1校当たりによれば約5万4417円である。平成27年度の決算額は、630万2000円、平成26年度の決算額は、639万7000円である。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第7 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済加入掛金

一 負担金の内容

1 概要

本負担金は、県の設置する学校の児童生徒等が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に加入するための掛金の一部を、県が同センターに対して負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億8610万7000円である。平成29年度の予算額は、1億8591万9000円である。平成27年度の決算額は1億8547万1000円、平成26年度の決算額は1億8601万6000円である。

3 経緯

昭和34年12月に成立した日本学校安全会法に基づき設立された「日本学校安全会」の災害共済給付制度が本災害共済制度の前身である。平成15年10月に独立行政法人日本スポーツ振興センターが設立され、以降は同センターが災害共済給付制度を運営している。

4 受給者

本負担金の交付先は、独立行政法人日本スポーツ振興センターである。同センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき設立された法人であり、スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

5 根拠

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法15条1項7号に基づき実施されているものである。県が、同センターと災害共済給付契約を締結することにより、県の共済掛金の負担義務が生じる。独立行政法人日本スポーツ振興センター法17条1項及び同法施行令7条により、学校の種別及び一般児童生徒等・要保護児童生徒の区分ごとに児童生徒等の一人当たりの共済掛金が定められている。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法17条4項及び施行令10条により、学校設置が保護者から徴収する額の範囲が定められており、県は関東地区の都県の状況等を参考に徴収割合を決定している。

本災害共済制度は、県が設置する学校管理下における災害について、学校の有責

無責を問わず、保護者に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行うものであるが、県が災害について責任を負う場合においては、災害共済給付が支給された範囲の全部又は一部について、県が賠償の責任を免れることとなるため、その限度で、県が負担金を支出することにより直接利益を受けている。また、県の設置する学校の児童生徒等の保護者に災害共済給付が行われることで、児童生徒等の損害の一部が填補されるため、その点でも県民にとっての利益にかなうものである。

6 申請

県は、毎年度共済の対象となる児童生徒等の名簿更新の手続きを行い、当該年度の加入掛金を当該年度の5月31日までに独立行政法人日本スポーツ振興センターに支払、災害共済給付契約の更新を行う。

7 支出報告手続

本負担金は災害共済制度の加入掛金であり、支出報告等の手続はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第8 学校管理者賠償責任保険

一 負担金の内容

1 概要

本負担金は、都道府県立学校管理者賠償責任保険の掛金に相当するものである。当該保険は、県が全国都道府県教育委員会連合会を通じて加入する保険であるため、都道府県教育委員会連合会に対する負担金として支払われる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は890万2000円、平成29年度の予算額は894万1000円である。平成27年度の決算額は894万8000円、平成26年度の決算額は888万円である。

3 経緯

都道府県立学校管理者賠償責任保険の制度は昭和51年度に発足し、県は制度の発足当初から本年度まで引き続き加入している。

4 受給者

本負担金の交付先は、全国の都道府県教育委員会によって組織される全国都道府県教育委員会連合会である。

都道府県立学校管理者賠償責任保険は、全国都道府県教育委員会連合会が実施している制度である。国内保険会社4社の共同保険であり、全国都道府県教育委員会

連合会が保険契約者、各都道府県が被保険者となっているものであり、県立学校の施設・設備の不備又は管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故等について、県が賠償金を支払った場合に、賠償額が保険金により補填される。独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害給付制度の給付金が給付される場合は損害賠償額からその給付額を控除し、更に本保険の免責額200万円を控除した額について5000万円を上限として支払われる。

5 根拠

全国都道府県教育委員会連合会が保険会社に対して負担する保険料の額は、学校に在籍する生徒数に生徒一人当たりの単価を乗じて算出される。県は、県立学校に在籍する生徒数等によって算出された保険料相当額を、全国都道府県教育委員会連合会に負担金として支払う。

県は、本賠償責任保険に加入することで、県立学校における事故等により賠償責任を負うこととなった際、被害者の速やかな救済を図るとともに、県の財政負担を軽減することができるという利益を受けている。

6 申請

県が保険料の算出に必要な事項を全国都道府県教育委員会連合会に報告し、全国都道府県連合会から県宛てに保険料分担金の請求書が送付され、県が分担金を納付するという手続となる。

7 支出報告手続

支出報告等の手続はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第9 教育職員免許状授与管理事業負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

教員免許管理システム運営管理協議会を受給者、教育職員免許法5条2項・同9条の2や教員免許管理システム運用管理に関する協定書を根拠とする教員免許管理システム運用管理業務委託料に対する負担金

(2) 事業

同協議会が委託する、システム運用管理業務委託への対価

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、713万4000円である。平成29年度の予算額は

1252万6000円である。平成27年度の決算額は718万9000円、平成26年度の決算額は689万6000円である。

3 経緯

平成21年度からの教員免許更新制の実施に伴って導入された。

4 受給者

教員免許管理システム運営管理協議会

各都道府県が教員免許状に係る事務の円滑な実施に資するために開発した教員免許管理システムを共同で運営管理するに当たり、相互に協力し円滑な実施を図ることを目的として設置された（教員免許管理システム運営管理協議会規約2条）。

（教員免許更新制の概要）

「1. 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※ 不適格教員の排除を目的としたものではありません。」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1316077.htm

（協議会の運営について）

事務局は、平成27年度まで地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に置かれ、平成28年度は公益財団法人文教協会が担当した。しかし、平成28年度末に公益財団法人文教協会が解散されたため、現在、東京都教育委員会内に事務局が置かれている。協議会には、ブロック代表からなるシステム検討委員会と専門部会が置かれ、事務局がシステムの運営管理にあっている。

（教員免許管理システム運営管理協議会）

<http://www.kyojin-menkyo.jp/menkyo-pubsys-web/pubuser/>

教員免許管理システム運営管理協議会

教員免許管理システム運営管理協議会は、各都道府県が教員免許状に係る事務の円滑な実施に資するために開発した教員免許管理システムを共同で運営管理するに当たり、相互に協力し円滑な実施を図ることを目的として設置されています。このページでは、主に教員免許更新制における更新講習の情報を公開しています。

■ 更新講習を検索する

教員免許の更新講習を実施している大学等の検索が可能です。

■ リンク

- [教員免許更新制（文部科学省ホームページ）](#)
- [修了確認期限をチェック（文部科学省ホームページ）](#)
- [講習開設情報（文部科学省ホームページ）](#)
- [都道府県教育委員会のホームページへ](#) → ▼選択 ▼ Go
- [大学等利用関係者の方へ](#)

5 根拠

教員免許更新制の実施に伴い、教員免許状に関する運営管理を行う全国共通のオ

ンラインシステムを利用する。

- (1) 授与権者としての機能（原簿管理、免許発行・書換・再交付・失効、授与証明書の発行）
- (2) 免許管理者としての機能（免許更新・修了確認・免除・延長・延期、保有者情報の管理）

教員免許については、都道府県教育委員会が授与権者・免許管理者となっており、今年度の全国的な教員所有免許状調査により、ようやく個人の免許状管理が少しずつ進んできたところである。また、国による一元的な教員免許管理の必要性も話題になってきているが、教員免許管理システムのより適切な運用と改善は不可欠なものであり、より有効的な利用が求められている。

6 申請

(1) 手続

規定は特になし

受託業者から県宛ての見積書を受領

(2) 内容

本システムにおける前2年間分の利用件数における免許状の授与及び更新に係る処理件数の実績値を踏まえ、都道府県別の負担率を算出する（千葉県の負担率は、例年約3.86%）。

7 支出報告手続

(1) 手続

規約10条11条

(2) 内容

不明

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第10 自治医科大学経常運営負担金

一 負担金の内容

1 概要

自治医科大学の運営に係る人件費、教育研究費、管理経費及び修学資金貸与金を賄うため、全都道府県で共同して負担する負担金のうち、千葉県が負担する負担金である。

2 予算・決算

1都道府県当たり1億2700万円に加え、3名入学した都道府県については、

翌年度の負担金から1人当たり140万円を上乗せして負担している。本県では、平成22、25、26、28年度の入学者が3名であったため、翌年度から負担金が140万円増額となっている。

3 経緯

昭和45年、へき地等における深刻な医師不足を解消するため、当時の自治大臣がへき地等に勤務する医師養成機関を都道府県が共同して設立するという構想を表明したことを受け、昭和47年、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、自治医科大学が設置された。

4 受給者

自治医科大学

5 根拠

任意的負担金

6 申請

毎年、大学からの負担金額の通知により支出負担行為伝票を起票し、請求書により支出伝票を起票し、前期（5月）と後期（10月）の2回に分けて支出している。

7 支出報告手続

該当なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第11 市原健康福祉センター仮庁舎電気利用料金負担金

一 負担金の内容

1 概要

- (1) 市原健康福祉センター仮庁舎電気利用料金負担金（以下「電気利用料金負担金」という。）は、県が借り受けている建物の所有者に対して支払う電気代である。
- (2) 県は、市原健康福祉センターの耐震改修工事のため、民間会社から建物を借りてこれを仮庁舎とした。電気料利用料金負担金は、県が仮庁舎である建物の賃貸人に支払う電気代である。

2 予算・決算

- (1) 平成28年度の予算額は、176万5000円である。平成27年度の決算額は104万5000円である。
- (2) 電気料利用料金負担金は、賃貸人である民間会社が、建物全体の電気料金を建物全体の電気使用量に占める県の仮庁舎の電気使用量の割合を乗じて算出していた。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第12 技術職員研修会負担金

一 負担金の内容

1 概要

県土整備部営繕課所属の職員が営繕業務（建築物の営造と修繕）の遂行に必要な知識・技術を習得する目的で研修会等を受講した際に、県がその受講費用を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、22万8000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は13万7000円、平成26年度決算額は18万2000円である。

3 経緯

本負担金は、県土整備部営繕課所属の職員が営繕業務の遂行に必要な知識・技術を習得するため支払がされるようになったものだが、支払の開始年度については関係資料が保存期間を経過しているため不明である。

4 受給者

県土整備部営繕課所属の職員が営繕業務（建築物の営造と修繕）の遂行に必要な知識・技術を習得するため参加した研修会等の主催者。

平成28年度の支払先は、一般社団法人公共建築協会（8回）、一般財団法人経済調査会（2回）、一般社団法人東京都設備設計事務所協会（1回）、一般社団法人電気設備学会（1回）、一般財団法人日本建築防災協会（1回）及び一般財団法人建築保全センター（2回）の6団体（括弧内は支払回数）。本負担金の支払先は、いずれも営繕業務に係る法令や基準等の改定などに伴う説明会やガイドラインなどの知識・技術の習得のための講習会を実施している。

5 根拠

県は、原則として、研修会等の主催者から請求を受けた後に本負担金を支払う。ただし、一部の研修会では、受講当日に受講料を支払わなければならないため、資金前渡（概算払）を実施している。

6 申請手続

- (1) 県（対象課：県土整備部営繕課）は、研修会等の主催者から研修会等の案内書を受領した後、課内参加希望者を取りまとめ、受講伺いをした上で、主催者に申込みを行う。そして、県は、研修会等の開催後、受講した職員に復命書を提出させ、受講の事実を確認し、請求書の送付を待って受講料の精算払いを行う。ただし、一部

の研修会では、受講当日に受講料を支払わなければならないため、資金前渡（概算払）を実施している。

- (2) 平成28年度は、計15件の研修を延べ28名の職員が受講し、負担金の支出額の合計は20万7000円である。研修の具体的な名称は、「平成29年度新営予算単価と設計料算定説明会」、「公共建築工事標準仕様書平成28年版講習会」、「雨水利用・排水再利用設備計画基準同解説平成28年版講習会」等である。

7 実績報告

本負担金は、研修に参加した職員の復命書によって研修の受講を確認しており、本負担金の支出後、特に支出先から実績報告等の提出は予定していない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第13 一般社団法人公共建築協会負担金

一 負担金の内容

1 概要

県が賛助会員として加入している一般社団法人公共建築協会の会費を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、3万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額及び平成26年度決算額も3万円である。

3 経緯

入会当時の関係資料の保存期間が経過しているため、詳細は不明だが、現存する資料から、遅くとも平成11年度には県は賛助会員として会費を負担していたものと思われる。県が賛助会員となった理由は、①一般社団法人公共建築協会の設立趣旨及び事業に賛同していること、②営繕業務の遂行上有益であること（各種講習会に優先的に参加が可能。設計事務所を選定する場合に、設計事務所の業務実績等の情報を検索利用することが可能）などにあると考えられる。

4 受給者

一般社団法人公共建築協会は、国及び地方公共団体等の公共建築物の建築等の事業の合理化と能率化に寄与するとともに、公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準と地位の向上を図ることを目的として設立された法人である。

一般社団法人公共建築協会は、公共建築物の建築等に関する調査及び研究のほか各種講習会等を開催しており、県職員も同協会が開催する講習会等に参加している。

5 根拠

「一般社団法人公共建築協会定款」及び「一般社団法人公共建築協会の会費に関する規則」により、賛助会員には会費の支払が義務付けられている。

6 申請手続

一般社団法人公共建築協会から県に対し1事業年度毎に請求書が送付され、県ではこれを受けて精算払いを行っている。平成28年度は賛助会員会費1口分である3万円の請求を受け支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である一般社団法人公共建築協会から県に対する個別の報告は特に予定されていないが、同協会の通常総会の報告において、本負担金による収入額を含む決算状況が報告されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第14 印旛沼開発施設管理費負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

県が、印旛機場及び大和田機場の操作、維持及び修繕に要する費用（以下「施設管理費用等」という。）の一部につき、河川法17条66条及び千葉県知事と水資源開発公団（当時）総裁との間で交わされた昭和48年4月1日付け「印旛機場および大和田機場の管理に関する協定書」に基づいて負担するものである。

(2) 負担金の性格

施設管理費を負担金と分類しているものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億217万6000円である。平成29年度の予算額は、1億1897万9000円である。平成27年度の決算額は、9533万円、平成26年度の決算額は、8873万円である。

3 経緯

昭和48年4月1日付け印旛機場及び大和田機場（以下「兼用工作物」という。）の管理に関する協定に基づく。それによると、千葉県知事と水資源開発公団（当時。現在の独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。））総裁との間で、河川法17条及び66条の規定に基づき、兼用工作物の管理に要する費用の負担割合に関する協定がなされ、それに基づいて県がその費用（施設管理費用等）の一部を負担金として支払っているものである。

4 受給者（機構のHPなどを参照）

受給者は、機構（独立行政法人水資源機構）である。

機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された法人である。そして機構は、水資源開発水系として指定されている全国7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、これまで63事業を完成させ、さらに10事業について建設中であるが、それらのうち改築などの重複を除く事業により建設した52施設（30ダム、水路総延長約3024キロメートル）を管理している（平成28年度「業務概要」による）。

5 根拠

本負担金の対象とされている印旛機場、大和田機場はともに、印旛沼開発事業（従前幾多の災害を引き起こしてきた印旛沼を、近代的な工法と大型機械の導入により、治水、農業用水、工業用水及び水道水の多様な利水機能を持つ沼へと変化させるための事業）において建設され、運転されている施設である。具体的には、印旛機場は、印旛沼の洪水を利根川に排水する施設であり、大和田機場は、印旛沼の洪水を東京湾に排水する施設である。

そして、上記各機場は、水資源開発施設と河川管理施設との効用を兼ねる施設であることから、河川法17条及び66条に基づき、その施設管理費用等の負担について、機構と河川管理者である千葉県知事との間による協議がなされ、その一部（38.15%）を県が負担しているものである。

6 申請

(1) 手続

機構から、年2回、負担金納入に関する通知書及び請求書の送付を受ける形で行われている。

(2) 内容

上記通知書には、別紙として負担金の算出根拠資料が添付されている。具体的には、施設別の管理費や事務費等が記載された一覧表や、管理費負担金を計算した書類などがある。県としては、上記通知書及び請求書に基づいて河川環境課で伝票を起票し、出納局で支払を行っている。

7 支出報告手続

支出報告手続は特になされていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第15 黒部川水門管理費負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

黒部川総合開発事業に係る利根川河口堰施設のうち黒部川水門の管理に関する負担金であり、千葉県知事と水資源開発公団（当時）副総裁との間で交わされた平成2年4月1日付け「黒部川総合開発事業に係る利根川河口堰施設のうち黒部川水門の管理に関する協定書」に基づいて負担するものである。

(2) 負担金の性格

施設管理費を負担金と分類しているものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1617万円である。平成29年度の予算額は、1645万円である。平成27年度の決算額は、1846万7000円、平成26年度の決算額は、1352万6000円である。

3 経緯

平成2年4月1日付け「黒部川総合開発事業に係る利根川河口堰施設のうち黒部川水門の管理に関する協定書」に基づく。すなわち、県内における黒部川総合開発事業が完成し、平成2年度から管理に移行するのに伴い、水資源開発公団（現在の独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。))が管理している利根川河口堰のうち黒部川水門の管理費用等に関し、千葉県知事が一定割合の負担をする旨の協定を行ったことによる。

4 受給者

受給者は、機構である。機構の概要は負担金14の4項で記載したとおりである。

5 根拠

黒部川総合開発事業は、洪水調節と水道水・農業用水を供給する多目的事業であり、治水上は、河道断面を300m³/sを確保することで、沿岸の水害を防ぐ目的として整備が行われた。そして、利根川河口堰施設のうち黒部川水門に関しては、機構が県のために、水道用水として最大0.63m³/sの取水ができるように操作することのいわば対価として、県が機構に対し、同水門の管理に要する費用のうち、一部（機構の所有に係る黒部川水門の管理に要する費用の1000分の220相当額や、付加施設の管理に要する費用全額など）を負担する協定を結んだことによる。

6 申請

(1) 手続

機構から、協定に基づく当該年度の実施計画協議を受け、年2回、負担金納入に関する通知書及び請求書の送付を受ける形で行われている。

(2) 内容

上記通知書には、負担金の算出根拠資料が添付されている。具体的には、当該年度の利根川河口堰管理費の予算額の内訳が書かれた表や、費用負担内訳及び各費用負担者の負担金額に関する計算式等が書かれている。県としては、上記通知書及び請求書に基づいて河川整備課で伝票を起票し、出納局で支払を行っている。

7 支出報告手続

支出報告手続は特にされていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第16 千葉県魅力ある建設事業推進協議会負担金

一 負担金の内容

1 概要

建設業のイメージアップを図るため設立され、県の災害・建設業担当部長が構成員となる千葉県魅力ある建設事業推進協議会の事業費の一部を県が負担するものである。県の負担額は、同協議会の定期総会において決定される。

2 予算・決算

平成28年度予算額は38万4000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、38万4000円、平成26年度決算額は30万円である。

3 経緯

平成元年度に、旧建設省関東地方建設局（現国土交通省関東地方整備局）は、建設業のイメージアップを図るため、産・学・官の代表者を構成委員とする「魅力ある建設事業推進協議会」を設置し、コンテストや技術者の顕彰等の事業を実施した。その後、建設省から各都県に対し、各都県においても同様の協議会を設置して事業に取り組むよう要請がなされ、これを受けて千葉県においても、平成4年4月に、学識経験者、行政関係者及び業界関係者から成る「千葉県魅力ある建設事業推進協議会」が設立され、建設業のイメージアップを図るために各種事業に取り組んでいる。

本負担金は、平成4年度の千葉県魅力ある建設事業推進協議会の設立時に遡る。

4 受給者

- (1) 千葉県魅力ある建設事業推進協議会が支払先である。
- (2) 千葉県魅力ある建設事業推進協議会は、会長以下委員20名、監事2名で構成される。委員構成は、学識経験者3名（会長を含む）、行政関係者3名（副会長を含む）、

建設業団体関係者11名及び報道関係者3名である。同協会の事務局は、県建設・不動産課内に置かれ、同課の職員が同協会の事務に従事するとともに、県の災害・建設業担当部長が同協会の副会長を務めている。

(3) 千葉県魅力ある建設事業推進協議会では、以下の事業を行っている。

① 建設業イメージアップ事業

I 地域貢献事業等の広報

II 県民参加事業への助成

② ホームページ等運営

③ 建設業活性化のための支援

I 経営支援のための取組

「建設業経営者講習会」の共催

II 後継者育成のための取組

出張授業（小・中学校）、出前講座（工業高校等）、意見交換会等

5 根拠

本負担金の額は、毎年開催される千葉県魅力ある建設事業推進協議会の定期総会において決定される。

6 申請手続

千葉県魅力ある建設事業推進協議会の定期総会において負担額が決定された後、県は請求書の送付を受けて支払う。平成28年度は、平成28年7月8日付けで38万4000円の請求があり、県は同年8月8日付けで支払済みである。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である千葉県魅力ある建設事業推進協議会から県に対する個別の報告は特に予定されていないが、同協議会の通常総会の報告において、本負担金による収入額を含む決算状況が報告されている。

8 その他

千葉県魅力ある建設事業推進協議会は、翌年度の事業内容の参考とするため、各事業を実施した際に、参加者を対象としたアンケート調査を実施している。例えば、平成28年度に実施した小・中学校向け出張授業では、授業実施後に生徒を対象としたアンケート調査を実施しており、その回答状況は次のとおりである。

○対象

- ・ 小学校10校、中学校2校 計1023名
- （内訳） 小学校6年生 6校 計514名
- 5年生 1校 計102名
- 4年生 4校 計259名
- 中学校1年生 2校 計148名

○回答

- ・「建設業の仕事に興味を持った」・・・「とてもそう思う」「そう思う」計81.7%
- ・「建設業の仕事は大切だと思った」・・・「とてもそう思う」「そう思う」計99.6%
- ・自由意見：陰で支えている仕事の素晴らしさを感じられ、とても良かった。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 適法性

① 職務専念義務

上記のとおり、千葉県魅力ある建設事業推進協議会の事務局は、県建設・不動産産業課内に置かれ、同課の職員が同協会の事務に従事している。このように県職員が県以外の団体の事務を行う場合、職務専念義務との関係で、公益上の必要性に関する検討が必要と思われる（職務専念義務に関する監査人の意見の詳細は、負担金23において述べる。）。よって、県職員が千葉県魅力ある建設事業推進協議会の事務を行うことの公益上の必要性について、改めて検討を行うことが望ましい。

(2) 効率性

① 効果の検討

本負担金が支出されるようになってから約25年が経過しているが、効率性の観点からは、この間に建設業のイメージアップがどの程度図られたのか、イメージアップが図られたとして具体的にどのような効果が発生しているのか等について、調査・検討が必要であると思われる。

上記のとおり、千葉県魅力ある建設事業推進協議会は、各事業を実施した際に、参加者を対象としたアンケート調査を実施しており、当該アンケートの調査結果が本負担金の効果を検討する一つの材料となり得る。もっとも、より長期的な観点からの調査、例えば、出前講座を受講した工業高校の生徒の進路、進路選択の際に出前講座を参考としたか否か等について追跡調査を行うことも効果検討の手法として有益と考えられる。このように、本負担金の効果を検討するためには、予算の許す範囲という制約はあるが、現在行われているアンケート調査にとどまらないより広範な調査も含め実施を検討することが望ましい。

第17 宅地建物取引業法主管者協議会分担金

一 負担金の内容

1 概要

県が構成員となっている宅地建物取引業法主管者協議会の運営費を、同協議会の規約に基づき負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は2万4000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

宅地建物取引業法主管者協議会規約の施行日は昭和52年1月21日であるが、関係資料の保存期間が経過しているため、同協議会の設立経緯及び本負担金の発生経緯は不明である。

4 受給者

宅地建物取引業法の施行に伴い、国土交通省及び都道府県相互の連携を密にして、法の適正かつ確実な運用を図るため、宅地建物取引業法主管者協議会が設置され、国、都道府県及び賛助会員（指定試験機関及び宅建システムの管理・運営機関）がその構成員とされ、千葉県も構成員となっている。宅地建物取引業法主管者協議会には幹事県、庶務県及び監査県が置かれ、それぞれ一定の基準に基づいて互選により選出された都道府県がその任に当たっている。本負担金は、宅地建物取引業法主管者協議会の代表庶務県（庶務県の中から互選で選出された代表）に対し支払われるものである。

宅地建物取引業法主管者協議会は、次の事業を行う。

- ・宅地建物取引業免許事務等処理システムの管理・運営に関する基本方針の審議
- ・職員研修の実施
- ・事例研究、情報交換及び関係資料の収集

5 根拠

宅地建物取引業法主管者協議会規約13条に基づき、県は代表庶務県に対し分担金の納付義務を負う。分担金の額は、年度毎にその前年度の前期幹事県会議において決定される。

6 申請手続

県は、幹事県会議で分担金額が決定された後、代表庶務県に対し本負担金を支払う。平成28年度は、平成28年4月8日付けで代表庶務県である東京都から2万4000円の請求を受け、同年5月11日付けで支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である宅地建物取引業法主管者協議会の代表庶務県

から県に対する個別の報告は特に予定されていないが、同協議会の総会の報告において、本負担金による収入額を含む決算状況が報告されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第18 地方公務員等共済組合法に基づく地方公共団体負担金

一 負担金の内容

1 概要

本負担金は、千葉県住宅供給公社に対し、地方職員共済組合の基礎年金拠出金に係る負担に要する費用及び同組合団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1732万5000円である。平成29年度の予算額は、1518万6000円である。平成27年度の決算額は、1768万2000円であり、平成26年度の決算額は1786万5000円である。

3 経緯

昭和46年11月に千葉県住宅供給公社が地方団体関係団体職員共済組合に加入したことに伴い、昭和46年度分から県が負担を開始している。なお、地方団体関係団体職員共済組合は、昭和57年4月に解散し、地方職員共済組合がその権利義務を承継している。

4 受給者

交付先は千葉県住宅供給公社である。同公社は、昭和28年に財団法人千葉県住宅協会として発足し、昭和40年6月に制定された地方住宅供給公社法に基づき同年11月に千葉県住宅供給公社に改組したものである。同公社は、住宅を必要とする勤労者に対し居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

5 根拠

地方公務員等共済組合法144条の3第1項の規定により、千葉県住宅供給公社に雇用される職員（役員、臨時職員を除く。）は、地方職員共済組合団体共済部の組合員となり、同法の規定中、長期給付及び福祉事業に係る部分が適用される。県は、同法113条4項2号及び5項の規定により、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用及び組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用について負担することとされている。

6 申請

千葉県住宅供給公社から県に対し、当該年度分の負担金の算出根拠を添付した請求書が提出され、これに基づき負担金を支出する。

7 支出報告手続

支出報告手続等はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第19 南房総地域交通円滑化対策事業負担金

一 負担金の内容

1 概要

国道410号の君津市南部における老朽化したトンネルへの安全対策工事によって、道路幅員が減少し片側交互通行となることに伴い、並行する房総スカイライン有料道路を無料通行措置とし、南房総地域の円滑な交通を確保することを目的として、千葉県道路公社に対し支払われる負担金である。本負担金は、有料道路を無料通行化するために支払われる負担金であり、実質的に補償金としての性格を有しているといえる。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1億7600万円である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県が実施する南房総地域交通円滑化対策事業の一環として、千葉県道路公社が管理する房総スカイライン有料道路の無料通行措置について、県と千葉県道路公社との間で平成26年3月20日に基本協定を締結した。同協定に基づき、無料通行に伴う負担金は県が負担することとされ、年度ごとの負担金については、別途年度協定を締結するものとされた。

4 受給者

千葉県道路公社が支払先である。千葉県道路公社は、千葉県内及びその周辺地域における有料道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年5月11日に設立された団体である。

本負担金は、千葉県道路公社が実施する房総スカイライン有料道路の無料通行措置（実施期間：平成26年4月1日から平成31年4月20日まで）を対象として支払われるものである。

5 根拠

県と千葉県道路公社との間の平成26年3月20日付け基本協定及び年度毎に締結される協定。

6 申請手続

県は、半期毎に千葉県道路公社から送付される請求書に基づき本負担金を支払う。平成28年度は、平成28年9月5日付けで本負担金の半額(8800万円)、平成29年3月1日付けでその余の半額(8800万円)の請求があり、県はそれぞれ概算払いをしている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である千葉県道路公社から県に対する報告は特に予定されていないが、同公社は、年度末に、無料通行措置を実施した旨の報告書を県に提出している。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

県は、本負担金の支出時に、千葉県道路公社から、無料通行措置を実施したとの報告は受けているが、利用者数等の報告は特段受けていない。本負担金の支出によりその目的が確実に達成されたか否かを検討するため、利用者数等の報告も受けることが望ましい。

第20 東京湾アクアライン料金割引事業負担金

一 負担金の内容

1 概要

東京湾アクアラインの料金引下げ措置を実施するため、東日本高速道路株式会社関東支社との間の協定等に基づき、同社へ支払われる負担金である。本負担金は、高速道路(東京湾アクアライン)の料金引下げ措置を実施する目的で支払われるものであり、実質的に補償金としての性格を有するといえる。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、4億7529万円である。平成29年度の予算額は、5億円である。平成27年度の決算額は、4億9288万円、平成26年度の決算額は4億9795万円である。

3 経緯

県は、平成21年8月から平成26年3月末まで、東京湾アクアラインを通行する自動料金收受システム（E T C）搭載車（普通車）の通行料を、2320円から800円に引き下げる社会実験を実施した。平成26年4月からE T Cを搭載した普通車の正規の通行料は1920円とされたが、県は、平成25年12月に国（国土交通省）から示された方針（「新たな高速道路料金に関する基本方針」）に基づき、引き続き値下げ分の負担を国と折半して、800円の通行料を継続することとした。

このような経緯に基づき、県は、東日本高速道路株式会社の間で、東京湾アクアライン料金引下げ措置を実施するため、平成26年3月31日、措置に関する業務の分担及び費用の負担に関する基本協定（「東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定」）を締結し、同協定に基づく年度契約書により、平成26年度以降負担金を支出している。

4 受給者

東日本高速道路株式会社関東支社である。本負担金が料金値下げの対象とするのは、東日本高速道路株式会社関東支社が管理する東京湾アクアライン川崎浮島ジャンクションから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するE T Cシステムを利用した自動車である。

5 根拠

東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定及び年度契約書。

6 申請手続

東日本高速道路株式会社関東支社は年度契約書に定められた算出根拠により本負担金の額を算出した上で請求書を送付し、これを受けて県が本負担金の支払を行う。平成28年度は平成29年4月20日付けで4億7529万円の請求があり、県は同年5月19日付けで支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である東日本高速道路株式会社関東支社から県に対する報告は特に予定されていないが、同支社は、請求書の提出と同時に、請求額の算定根拠として、同支社から割引がなかった場合の料金収入（144億2873万3773円）と割引期間の料金収入（134億210万4536円）を示している。

8 その他

県は、平成29年1月26日付けで、平成26年4月から実施されている東京湾アクアラインの通行料金引下げ継続（アクアライン割引）による経済波及効果の取りまとめ結果を発表している（「アクアライン割引による経済波及効果について」）。これによれば、観光消費による経済波及効果は約968億円、企業の設備投資による経済波及効果は約69億円、企業の増加した生産額による経済波及効果は約

118億円であり、首都圏全体の経済波及効果は約1155億円と推計され、首都圏の経済の活性化に大きく寄与していると総括されている。また、アクアラインの平成27年度の交通量は1日当たり4万4000台であり、社会実験前の平成20年度と比較して約2.1倍、料金引下げ継続前（本負担金創設前）の平成25年度と比較して約1.1倍に増加しているとのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

本負担金の支払により、どの程度東京湾アクアラインの交通量が増加し、経済効果が発生したのか否かは、本負担金の必要性・有効性を判断するために重要な評価指標であり、県は引き続きこれらの指標を調査・評価した上で、本負担金の継続の是非について判断することが望ましい。なお、本負担金は県の財源により支出されるものであるから、県は、可能であれば、本負担金の支出による経済効果によって、県自身の収入（税収等）がどの程度増加したのかについても推計し、県民に公表することが望ましい。

第21 県単街路整備事業（整備費）負担金

一 負担金の内容

1 概要

- (1) 県単街路整備事業（整備費）の負担金（以下「街路整備負担金」という。）は、踏切の立体化等に伴って改築、移転が必要となった周辺工作物を所有する民間会社に対して支払われる負担金である。
- (2) 民間会社をして任意かつ迅速にその設備の改築又は移転をさせて、踏切の立体化等を速やかに進行させるために、その設備の改築又は移転費用の一部を県が補償する事業が県単街路整備事業（整備費）であり、街路整備負担金は、民間会社の設備移転についての補償という性格を持っている。

2 予算・決算

街路整備負担金の平成28年度予算は、1億0894万6000円である。平成29年度の予算額は、4381万8000円である。平成27年度の決算額は1614万6000円、平成26年度の決算額は1328万2000円である。

3 受給者

受給者の多くは、鉄道会社各社であり、予算の大半も、鉄道各社が受給者となっている事業に充てられている。これは、鉄道会社各社が持つ設備の規模が大きく、改築費用も多額だからである。鉄道会社のほかは、鎌ヶ谷市、東京電力の関連会社及びガスプラント会社がある。

4 県単の意味

県が、国の補助を受けずに、地方税や地方債などの自主財源を使って、県の自主的な判断に基づき、単独で行う公共事業を、県費単独事業というが、県単とは、その略語である。

5 負担金額の合意手続

(1) 鉄道会社各社が受給者の場合

鉄道会社各社が受給者となっている場合は、負担金額の算定手続が整備されている。

(2) 民間会社が受給者の場合

① 協議の経緯

民間会社が受給者の場合は、個別協議による。平成28年度の受給者であるガスプラント会社との協議は、平成21年以前から始まり、平成21年2月20日付けで、「東習志野実叅線の道路立体化に伴う工作物の移設工事又は除去工事等に関する費用負担協定（以下「個別協定」という。）」が締結され、平成24年10月15日に変更協定が締結されているが、この協定に基づいて、平成28年3月18日付けで、「東習志野実叅線の道路立体化に伴う工作物の移設工事又は除去工事等に関する費用負担協定書に規定する平成27年度契約書（以下「平成27年度契約書」という。）」が作成され、負担金額は、この契約書で定められている。この平成27年度契約書によれば、ガスプラント会社の設備移転又は除去工事の費用は65万円、消費税加算額で70万2000円、そのうち県が負担する金額が17万5500円であるが、この県負担額は、消費税加算額の4分の1の金額である。工事費用については、施工会社がガスプラント会社に宛てて、平成27年11月付けで見積書を作成している。

② 設備移転又は除去工事と負担金の支払

I ガスプラント会社から、平成28年3月28日、平成27年3月28日付け請求書及び平成28年3月28日付け工事完了報告書が提出され、平成28年4月14日に支出伝票が作成され、同月22日に17万5500円が支払われている。平成27年3月28日付け請求書には、千葉土木事務所の平成28年3月28日付け収受判が押されているが、これは請求書の日付が誤記されていたためと推測される。

II 工事完了報告書は、その作成者が施工会社ではなく、街路整備負担金の受給者

であるガスプラント会社であり、報告内容において、施工会社名、着工日及び工事終了日の記載がなく、添付書類の工事写真では表示板に日付の記載がなく、添付書類に施工会社の請求書や領収書の写しが添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① ガスプラント会社の事業費算定

事業費は、10mと5mのケーブル2本の移設工事費用であり、受給者から提出された見積書によれば70万2000円である。その見積には、算定の根拠資料が添付されていない。相見積も取られていないし、施工業者は事業者と社名が類似しているが、第三者であることが確認できる資料も添付されていない。そのため、その見積の相当性を判断できない。そして、工事完了報告書及びその添付書類からは、請求者や領収書の添付がなされていないため、工事費用の支出を確認することはできず、工事の実施についても着工日及び完了日も不明である。これでは、事業費算定の相当性を確認できない。しかし、それだけを理由として何らかの法的主張をすることはできないので、今回はやむを得ないとして、今後は、受給者が見積書を作成するに際して算定の根拠とした市販の積算書の該当頁の写し等の客観的資料、必要に応じて相見積書、受給者と見積もり業者が第三者であることを知る手がかりとなる商業登記現在事項証明書等の見積の相当性を検討確認することが出来る資料を提出させるべきである。

(2) 手続の適正

① 支出証拠書類の添付の必要性

実際の事業費の支出を確認するために、工事完了報告書等に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

② 暴力団排除条項の制定

民間会社が受給者の場合、県は、千葉県暴力団排除条例の定めに従い、暴力団の排除に努め、県の事業により暴力団を利することにならないようにしなければならない。それゆえ、県は、負担金の受給者及び施工業者が暴力団ではないことを確認する必要がある。受給者に受給者及び施工業者の役員名簿を提出させ、県警から提供された書式を用いて、県警に対し、受給者及び施工業者が暴力団関係者か否かにつき照会すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 工事現場の視察

指摘で記述した事項の事務を適正に行うためには、受給者や施工会社の事務所

を訪れ、見積りに際して現場で説明を受け、施工中及び施工後に工事現場を視察することが望ましい。

② 交付要綱の制定

市や補助金交付手続が整備されている鉄道会社以外の民間会社に対する負担金交付については、今後の件数の見通しにもよるが、事業費の適正な見積りや千葉県暴力団排除条例の遵守のため、交付要綱を制定することが望ましい。

第22 地方公務員等共済組合法に基づく負担金（千葉県土地開発公社）

一 負担金の内容

1 概要

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の掛金及び負担金を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、921万7000円である。平成29年度の予算額は、896万5000円である。平成27年度の決算額は、886万6000円、平成26年度の決算額は、824万3000円である。

3 経緯

地方公務員等共済組合法に基づき、昭和49年に開始されている。

4 受給者

地方公務員等共済組合法144条の3にあげられている法人等

5 根拠

義務的負担金

6 申請

千葉県土地開発公社から県に請求する際に、以下の書類が提出されている。

- ・請求書
- ・千葉県負担金額一覧表
- ・掛金率及び負担金率等について（地方職員共済組合）
- ・遡及計算書（遡及がある場合）
- ・掛金等納付額計算

7 支出報告手続

該当なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第23 ちばプロモーション協議会負担金

一 負担金の内容

1 概要

ちばプロモーション協議会負担金（以下「観光協議会負担金」という。）は、県・市町村・観光協会・商工団体・民間事業者等で構成し、千葉県における観光の産業化の施策を検討する「ちばプロモーション協議会（以下「観光協議会」という。）」に交付する負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2900万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、2400万円である。

3 経緯

- (1) 政府は、平成15年1月、観光立国協議会を主宰し、観光立国の推進を開始し、平成18年12月には観光立国推進基本法が成立し、平成19年6月には観光立国推進基本計画が閣議決定され、平成20年10月には観光庁が設置された。観光立国推進基本法は、観光立国の実現を国の基本方針とし、これを実現する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、経済の発展及び国民生活の安定向上を実現すると共に国際相互理解の増進に寄与することを目的とする法律であり、国・地方公共団体・住民・観光事業者の責務を定めているが、地方公共団体の責務は、地域の特性を生かした施策を策定し実施すべきこととされている。
- (2) 県は、このような国の施策を受けて、平成16年10月に「観光立県ちば推進ビジョン」を策定し、全県を挙げて観光振興に取り組む方向性を示した。そして、県は、平成19年2月、県・市町村・観光協会・商工団体・民間業者等で構成する観光協議会の設立を主導し、平成19年度から同協議会に対し観光協議会負担金の交付を開始し、現在に至っている。

4 受給者

- (1) 目的
観光協議会は、観光立県ちば推進ビジョンの下に、観光に関わる事業者・各種団体・NPO・大学・行政が協同して、県の観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的とする。
- (2) 役員
役員は、会長1名、副会長若干名、理事約30名及び幹事2名が置かれている。
会長は、知事であるが、双方代理による法律行為の無効を定める民法108条の類推適用を避けるため、観光協議会の会長である知事は、観光協議会の事務局長に対して資金管理を委任している。なお、最高裁判所平成16年7月13日判決は、名古屋市長が他の団体の代表者として名古屋市と他の団体との売買契約を締結した

事案につき民法108条の類推適用を認めている。

(3) 会員

平成28年4月1日現在の会員は、県や市町村の外、①観光協会47、②農林水産団体11、③経済・商工団体59、④大学3、⑤交通事業者26、⑥宿泊事業者20、⑦NPO法人・ボランティアガイド団体15、⑧観光業者40、⑨神社・仏閣6、⑩各種団体12、⑪企業・団体111となっている。

(4) 組織

組織は、最高意思決定機関として総会、執行機関として役員会と幹事会、事業の実施に係わる組織として部会が置かれている。部会は、分野別の部会として、計画部会、広報宣伝部会、企業部会、物産・食部会、広域連携部会及び文化部会が置かれ、地域別の部会として、東葛飾地域部会、ベイエリア地域部会、かずさ・臨海地域部会、北総地域部会、九十九里地域部会及び南房総地域部会がそれぞれ置かれている。

(5) 庶務

観光協議会の庶務は、千葉県商工労働部観光誘致促進課及び公益社団法人千葉県観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）が共同して行う。事務局は、観光物産協会に設けられ、事務を統括する者として事務局長が置かれている。

(6) 事業

観光協議会が実施する事業は、以下のとおりである。

- ① 観光目的の来県者を増やすための広報宣伝に関すること。
- ② 様々の分野における資源の活用に関すること。
- ③ その他目的達成に必要な事業に関すること。

(7) 会計

会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされている。

(8) 活動期間

平成19年度から平成32年度までとし、それ以降の活動は別途協議することとされている。

5 平成28年度事業計画

平成28年度の事業計画の内容は、以下のとおりである。

(1) 観光プロモーションの展開

① 年間を通じた観光PR

ポスター、観光スポット写真のSNS投稿、ウェブサイトによるキャンペーンの広報及び県産品のプレゼント

② 季節ごとの観光PR

I ゴールデンウィーク前の観光PR

II 秋

イベント企画の実施、観光パンフレット作成・配布、キャンペーンポスターの作成・掲出、圏央道延伸を活用した茨城・栃木・福島向けの観光プロモーション、鉄道を利用した観光プロモーション

III 秋以降の観光PR

JR東日本千葉支社と連携したPR、東北圏（仙台）プロモーション

③ 千葉観光情報館「チーバくんプラザ」の有効利用

三井アウトレットパーク木更津にある「チーバくんプラザ」における継続的観光PRや季節に応じたイベントの実施

④ 旅行会社・メディア等への情報発信

教育旅行を誘致するために中京圏でキャラバンや商談会を実施し、県外のイベントの際に現地のメディアを訪問して観光PRを実施

(2) 力強い観光基盤を築く取組

① 旅行商品造成

I 合同地域部会や各地域部会を開催し、平成23年度に開始した観光資源の商品化の取組につき、今後の進め方を確認する。

II 地域部会において商品開発のノウハウ取得や競争力向上を目指す。

III 作成した商品につき旅行会社等職員による商品審査会を開催する。

② 観光商談会の開催・参加

観光商談会を、平成28年7月頃に名古屋市で、同年10月頃に都内で、平成29年1月頃に仙台市でそれぞれ行う。

③ 千葉県観光素材シート集の作成・配付

従前取り組んで来た商品造成の成果を冊子にまとめ、旅行会社等へのセールス活動に活用する。

④ 商品造成モデル事業推進のための助成

商品造成のノウハウの質を向上させ、地域のイベントと絡めた商品や広域的コースの造成等、商品価値を高めるような事業提案に対して助成を行う。

⑤ 会員の自発的取組と観光キャンペーンとの連携推進

各会員の取組と観光キャンペーンとを連携させて裾野を広げる。

⑥ 観光用レンタルサイクルの活用

株式会社千葉銀行から「観光用レンタルサイクル」が平成27年から平成31年までの5年間にわたり合計300台が寄贈されるので、これを活用する。

⑦ 会員間交流の促進

会員相互間の情報交換を促進し、観光産業の振興を図る。

⑧ 各種プロモーション活動との連携

各事業者が実施する各種プロモーション活動、千葉インバウンド協議会、成田空港活用協議会の取組及びオリンピック・パラリンピックに向けた県の施策との連携を推進する。

(3) 全県的なおもてなし運動の展開

① 全県的なおもてなし運動の展開

「おもてなし宣言」の掲示、ピンバッジの着用等による意識向上を図る。

② 会員が実施するおもてなしの取組との連携

会員が企画し、実施する取組に積極的に連携する。

③ 県施策との連動

県が実施する「トイレ美化おもてなし運動」との連携や「おもてなし研修」への会員の参加を促進する。

6 平成28年度収支予算

(1) 収入

① 負担金	3058万0000円
Ⅰ 県	(2900万0000円)
Ⅱ 市町村等	(158万0000円)
② 協賛金・広告料	100万0000円
③ 前年度繰越金	337万9000円
	合計3495万9000円

(2) 支出

① 事業費	2900万0000円
Ⅰ 観光プロモーション	(2050万0000円)
Ⅱ 力強い観光基盤を築く取組	(350万0000円)
Ⅲ 全県的なおもてなし運動	(500万0000円)
② 事務費	570万0000円
③ 予備費	25万9000円
	合計3495万9000円

7 平成27年度事業報告及び決算

平成28年4月28日開催の総会で、平成27年度事業報告及び決算が議案になっている。平成28年度の事業計画の分類に対応させて整理すると、以下のとおりとなる。

(1) 観光プロモーションの展開

① 観光PRイベント

ゴールデンウィーク前観光PRイベント、群馬・千葉合同観光キャンペーン、圏央道開通PRイベント(アウトレット)、千葉県産フェアでの観光PRイベント

及び圏央道開通PRイベント（サービスエリア）の計5回実施している。

② メディア向けPR

群馬のテレビ放送局2社及び新聞社1社訪問、FM放送生番組ゲスト出演

③ 年間を通じた観光PR

I ポスター、観光スポット写真のSNS投稿キャンペーンを平成27年6月1日から平成28年3月31日まで実施している。

II お得チケット付きパンフレット配布

④ 広報宣伝活動

観光パンフレットの配布、イベント情報を掲載した観光情報誌を作成・配布、ポスターの作成・掲示、首都圏における秋季観光プロモーションを成田空港及び東京ビックサイトで開催、イベント列車の運行、県広報誌の活用。

⑤ 季節に応じたキャンペーン

I 夏の観光キャンペーン

II 早春の観光キャンペーン

(2) 商品造成

① 着地型旅行商品コンテスト審査会

各地域部会で検討した着地型観光素材70本から事務局が選定した19本を対象として、旅行会社等の職員を審査員として審査し、うち1本を最優秀賞品として選び、これを都内千葉県観光商談会において、旅行会社の前でプレゼンテーションを実施した。

② 観光商談会

中京圏、首都圏、東北圏をそれぞれ対象とした観光商談会を各1回ずつ実施し、旅行会社合計41社・168名、メディア7社・16名、観光業者（千葉県）92団体・168名が参加した。

③ 千葉県観光素材集の作成

ガイドブックとして「千葉県観光素材集」を県と連携して作成し、商談会を通して旅行代理業者等に配付

④ 各旅行会社への商品造成依頼

JR東日本による房総観光キャンペーン等に協力、各旅行会社による各種宿泊プラン等にパンフレット提供

⑤ 教育旅行誘致の取組

市町村、観光協会、観光事業者等でキャラバン隊を組み、誘致が見込まれる学校を個別訪問、モニターツアーの実施

(3) おもてなし運動

1129施設・団体が参加して、「おもてなし宣言」の掲示、うちの配布、バス

ジの着用を実施し、知事応接室で「おもてなし運動推進決意表明式」を行った。

8 観光誘客効果

(1) 観光入込客数

- | | |
|---------|---------------|
| ① 平成19年 | 1億3422万5000人 |
| ② 平成26年 | 1億6766万7000人 |
| | 増加数3344万2000人 |

(2) 宿泊客総数

- | | |
|---------|------------|
| ① 平成19年 | 1541万6000人 |
| ② 平成26年 | 1619万3000人 |

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 適法性

① 職務専念義務

- I 県は、観光協議会の構成員であり、同時に事務局として関与し、観光協議会の事業や会計の事務を観光物産協会と共同して行っている。これは、県職員が県以外の団体の職務を行っていることにほかならず、派遣と実質的に異ならない。
- II 最高裁判所平成10年4月24日判決は、派遣についての処分権者が職務専念義務の免除や勤務しないことについての承認につき、「処分権者がこれを全く自由に行うことができるというものではなく、職務専念義務の免除がサービスの根本基準を定める地方公務員法30条や、職務に専念すべき義務を定める同法35条の趣旨に違反したり、勤務しないことについての承認が給与の根本基準を定める同法24条1項の趣旨に違反する場合には、これらは違法になると解すべきである。」とし、その適法性の判断について、派遣により商工業の進展を図るとの市の目的達成と派遣との具体的関連性を明らかにすべきであり、そのためには、派遣先の実際の業務内容と市の施策との関連性、派遣先での職務の内容と市の施策との関係について審理を尽くした上で、「市の右行政目的の達成のために本件派遣をすることの公益上の必要性を検討し、これらに照らして、本件職務専念義務の免除及び（勤務しないことの）本件承認が上記各条項の趣旨に反しないかどうかを判断する必要がある」と判示している。
- III この判決によれば、県職員が観光協議会の事業や会計の事務をすることにつき、職務専念義務の免除や勤務しないことについての承認があったとしても、それが適法かどうかという問題が残るのであり、その適法性の判断は、観光協議会の業務の内容、県職員が処理する事務の内容、そしてこれらと県の施策との関連性が

どのようなものであるかによって、観光協議会の事務をすることの公益上の必要性の判断が異なることもあり得ることになるから、県としては、個々の事務ごとに当該事務をすることの公益上の必要性を検討されたい。

(2) 効率性

① 事業の効果の判断

観光協議会は、様々な事業を行い、観光客の増加という具体的成果をもたらしているが、どの事業がどの程度の効果をもたらしたかにつき、引き続き資料収集と分析をし、これを事業活動に活用することを検討されたい。

第24 企業誘致推進役負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

本負担金は、県が出向職員の出向元である株式会社千葉銀行に対し、当該出向職員の給与の一部を負担するものであり、県と千葉銀行との間の合意に基づき、千葉銀行に支払われる。

(2) 負担金の性格

企業誘致推進役として県の事務に従事する職員は、出向元である千葉銀行から給与の支払を受けているところ、本負担金は、当該職員から労務の提供を受けている県が、千葉銀行が当該職員に支払う給与の一部を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、700万である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、いずれも700万円である。

3 経緯

県は、戦略的な企業誘致を推進する施策の一環として、民間の営業ノウハウ等を活用した誘致活動を行うため、平成13年10月から株式会社千葉銀行の協力を得て同銀行からの出向職員を企業誘致推進役として配置している。

4 受給者

負担金の交付先は、県内最大手の地方銀行である株式会社千葉銀行である。

5 根拠

県と株式会社千葉銀行との間で締結される「出向職員の取扱いに関する協定書」「給与等の負担金に関する覚書」が負担金の根拠である。県の負担額は、出向職員の標準的な給与額の半分を目安に設定されている。

株式会社千葉銀行からの出向職員が、企業誘致推進役として県の業務に従事することで県が受益する。

6 申請

年度末に株式会社千葉銀行から県に対して負担金の請求がなされ、負担金が支出される。

7 支出報告手続

支出報告手続はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第25 独立行政法人日本貿易振興機構千葉貿易情報センター支援事業に対する負担金

一 負担金の内容

1 概要

県内企業の貿易取引支援を行うため、海外市場・取引等のノウハウを有する独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）との間で締結した協定に基づき、同機構千葉貿易情報センターの管理費及び事業費の一部を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1854万6000円である。平成29年度予算額は、1896万3000円である。平成27年度の決算額は1813万円、平成26年度決算額は1810万3000円である。

3 経緯

県が誘致を進めてきた旧日本貿易振興会（現日本貿易振興機構・ジェトロ）の地方拠点である貿易情報センターが県内に設置されることを受け、県とジェトロが平成10年10月1日付けで締結した協定に基づき、県が支援事業の一部を負担するものとした。なお、特定企業への貿易取引支援は、ジェトロの本来業務ではないため（日本貿易振興機構法12条3号）、本負担金により県内企業の海外取引支援を行うこととしている。

4 受給者

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が支払先である。同機構は、平成15年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された。同機構は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の

拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする（独立行政法人日本貿易振興機構法3条）。

本負担金は、日本貿易振興機構千葉貿易情報センターの管理費及び事業費の一部を負担するものである。

5 根拠

設置に係る協定書

6 申請手続

本負担金は、以下のような手続を経て支払われる。

- (1) 協定書に基づき負担金額を決定し、県から日本貿易振興機構に通知
- (2) 事業が完了次第、千葉貿易情報センターの事業運営について県による検査確認
- (3) 日本貿易振興機構から、活動報告書及び負担金交付請求を県に提出
- (4) 負担金支払

7 実績報告

支払先である独立行政法人日本貿易振興機構千葉貿易情報センターは、毎年4月に前年度の活動報告書を県に提出しており、同報告書には、相談実績等が記載されている。これによれば、平成28年度は、貿易投資相談を695件、ビジネス・サポート・サービス（希望者を対象に行うジェトロ海外事務所による調査サービス等）91件、講演会・セミナー等の開催21件（「フィリピン最新ビジネス事情セミナー」ほか）、中小企業の海外展開支援11件（外部機関主催のセミナーへの後援・協力、講師派遣等）等が実施されている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

日本貿易振興機構千葉貿易情報センターの活動報告書からは、同センターが県内企業への貿易取引支援を広く行っている事実を窺うことができる。他方で、同センターの活動が貿易取引を行おうとする県内企業にどの程度浸透しているのか、実際に同センターの支援を受けた県内企業が同センターの支援内容をどのように評価しているのかは、報告書のみでは判断することができない。そこで、県は、本負担金の効果を検討するため、利用者側である県内企業も対象として、同センターの活動がどの程度浸透し、評価されているのか否か等について調査し、県民に公表することが望ましい。また、本負担金は県の財源により支出されるものであるから、県は、可能であれば、本負担金の支出による経済効果によって、県自

身の収入（税収等）がどの程度増加したのかについても推計し、県民に公表することが望ましい。

第26 内外情勢調査会会費負担金

一 負担金の内容

1 概要

千葉県商工労働部長が会員となっている一般社団法人内外情勢調査会の会費の支払を目的とする負担金である。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、20万8000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度決算額は、いずれも20万7000円である。

3 経緯

国内外の情勢について、知識の向上と理解の増進を図ることを目的として、千葉県商工労働部長は昭和49年度から一般社団法人内外情勢調査会の会員となり、会費を負担している。なお、県の他の幹部職員等（以下会員名簿順によれば、知事、県議会議長、県土整備部長、会計管理者、総務部長、水道局長、企業土地管理局長、農林水産部長、健康福祉部長、総合企画部長、環境生活部長、病院局長及び防災危機管理部長）もそれぞれ同調査会の会員となり、別個に会費を負担している。

4 受給者

一般社団法人内外情勢調査会が支払先である。一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、昭和29年12月に設立された団体である。全国各地の企業経営者や諸団体の長らが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供を行っている。

5 根拠

一般社団法人内外情勢調査会の会員規約

6 申請手続

県は、一般社団法人内外情勢調査会から請求を受け、支払を行っている。平成28年度は、平成28年4月1日付けで年会費20万7360円（消費税込み）の請求を受け、同月15日に支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である一般社団法人内外情勢調査会から県に対する報告は特に予定されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① 負担金交付の要否についての検討

上記のとおり、県では、商工労働部長以外の幹部職員等もそれぞれ本調査会の会員となり、別個に会費を負担している。しかし、部局間で情報を共有すれば、必ずしも各幹部職員等がそれぞれ本調査会の会員である必要はないものと思われる上、本調査会の年会費は、租税等が原資となっていて、その金額は20万7360円であって、安価とはいえない。よって、効率性の観点から、本負担金の要否について検討すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 情報源としての重要性等の検討

本負担金は、「国内外の情勢について、知識の向上と理解の増進を図ること」を目的とするものだが、本負担金の支出によって、県が具体的にどのような情報を入手し、その情報をどのように施策に役立てているのかは不明と言わざるを得ない。本負担金の支出が開始されてから40年以上が経過しているが、情報の入手経路が多様化した昨今、本会から得られる情報がどの程度重要であり、施策の立案にどの程度有益なのかにつき、検討を行うことが望ましい。

第27 長期海外派遣研修事業負担金（独立行政法人日本貿易振興機構に支払う事務負担金）

一 負担金の内容

1 概要

職員の海外派遣に伴う必要経費として、県が独立行政法人日本貿易振興機構の事務費の一部を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、69万8000円である。平成29年度の予算額は、129万6000円である。平成27年度の決算額は、129万6000円、平成26年度の決算額は、59万円である。

3 経緯

県は、長期派遣研修事業として、平成4年度以降、職員を独立行政法人日本貿易振興機構の海外事務所へ派遣し、県行政に関連する諸問題を調査研究させることにより、職員の視野を広め資質の向上を図ることを目指している。本負担金は、職員の海外派遣に伴う必要経費として、県が独立行政法人日本貿易振興機構の事務費に

ついて負担金を支払うものである。

4 受給者

独立行政法人日本貿易振興機構

5 根拠

県と独立行政法人日本貿易振興機構との間で締結した「研修生に関する覚書」

6 申請手続

県は、独立行政法人日本貿易振興機構から請求書が届き次第、支払を行っている。平成28年度の本負担金は、平成28年10月28日付けで請求を受け、平成28年11月21日付けで支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である独立行政法人日本貿易振興機構から県に対する報告は特に予定されていないが、派遣職員は四半期ごと及び派遣終了時に、県に対し報告書を提出することとされている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第28 中央旅券事務所の光熱費負担金（電気等使用料）

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち中央旅券事務所の事務処理に要する電気等の使用料を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、738万4000円である。平成29年度の予算額は、753万4000円である。平成27年度の決算額は、712万4000円、平成26年度の決算額は、718万2000円である。

3 経緯

県は、平成5年度に、現在の場所（センシティタワー4階）に事務所を賃借し、中央旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

中央旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の11条に基づき、県は前々月分の付加使用

料（電気等の使用料）を毎月10日までに賃貸人に支払っている。

6 申請手続

県は、賃貸人から請求を受けて本負担金を支払う。請求書には、算定根拠として、本負担金の内訳（電気使用料、空調費、冷水使用料、修理料）ごとの単価と使用量が記載されている。平成28年度の月ごとの請求額は、4月分・59万9038円、5月分・58万7800円、6月分・63万4708円、7月分・60万4228円、8月分・64万2120円、9月分・56万9095円、10月分・60万4052円、11月分・57万2543円、12月分・55万2176円、1月分55万8126円、2月分・58万4024円、3月分・62万5200円である。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には中央旅券事務所次長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付され、履行の事実を示す検針台帳及び賃貸人作成の納品書も添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第29 中央旅券事務所の共益費負担金

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち中央旅券事務所の事務処理に要する事務室の賃借に伴う共益費を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1014万2000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県は、平成5年度に、現在の場所（センシティタワー4階）に事務所を賃借し、中央旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

中央旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の11条に基づき、県は当月分の共益費を毎月10日までに賃貸人に支払っている。

6 申請手続

県は、賃貸人から請求を受けて本負担金を支払う。平成28年度は月額84万5095円（消費税込み）を支払っている。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には中央旅券事務所次長作成に係る履行確認書が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第30 東葛飾旅券事務所の光熱費負担金（電気等使用料）

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち東葛飾旅券事務所の事務処理に要する電気等の使用料を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、215万6000円である。平成29年度の予算額は、206万5000円である。平成27年度の決算額は、177万5000円、平成26年度の決算額は、175万1000円である。

3 経緯

県は、昭和63年5月に、現在の場所（ちばぎん松戸ビル）に事務所を賃借し、東葛飾旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

東葛飾旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の4条に基づき、県電気等の使用料を毎月賃貸人に支払っている。単価は従前1kwh当たり34.67円と定められていたが、平成28年5月2日付け合意書により、同月発生分以降は1kwh当たり35.34円に改定された。

6 申請手続

県は、賃貸人からの請求を受けて本負担金を支払う。平成28年度の支払額は、4月分・14万2909円、5月分・15万2492円、6月分・16万4331円、7月分・15万0901円、8月分・16万8218円、9月分・14万

7014円、10月分・15万2315円、11月分・14万4399円、12月分・14万8781円、1月分・14万2420円、2月分・14万4187円、3月分・15万6556円である。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には東葛飾旅券事務所長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付され、電気使用量を明らかとするため、前月末と当月末の電気メーターの数値を記載した書面も添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第31 東葛飾旅券事務所の共益費

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち東葛飾旅券事務所の事務処理に要する事務室の賃借に伴う共益費を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、667万2000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県は、昭和63年5月に、現在の場所（ちばぎん松戸ビル）に事務所を賃借し、東葛飾旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

東葛飾旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の4条に基づき、県は当月分の共益費を当月中に賃貸人へ支払っている。単価は坪当たり3132円とされている。

6 申請手続

県は、賃貸人からの請求を受けて本負担金を支払う。平成28年4月分から平成29年2月分までの支払額は各55万5961円（消費税込み）、同年3月分の支払額は55万5964円（消費税込み）であり、年度間の支払額の合計は667万1535円である。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には東葛飾旅券事務所長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第32 千葉県統計協会会費

一 負担金の内容

1 概要

千葉県統計協会の正会員である県が、協会の会則に基づき毎年度会費として支出している負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、66万5000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

協会専任嘱託職員（1名）の人件費の4分の1相当額である。

（人件費財源 県会費：4分の1、市町村会費：4分の1、事業収入：2分の1）

3 経緯

昭和48年度に開始されている。それ以前の経緯は、関係書類が保存されておらず不明である。

4 受給者

千葉県統計協会

5 根拠

任意的負担金

6 申請

該当なし

7 支出報告手続

該当なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第33 千葉県企業土地管理局及び千葉県水道局工業用水部（旧企業庁）仮移転先賃貸 オフィス共益費負担金

一 負担金の内容

1 概要

県警本部新庁舎建設に伴い、建設用地の旧南庁舎に入居していた旧企業庁（現在の企業土地管理局及び水道局（旧企業庁工業用水部））の仮移転先である幕張テクノガーデンの共益費について、仮移転の原因者である県が賃貸人の株式会社幕張テクノガーデンに対し支出するものである。県は企業土地管理局及び水道局（旧企業庁工業用水部）から同額を負担金として徴収していた。

なお、この支払・徴収事務を効率化・明確化するため、仮移転先である株式会社幕張テクノガーデンと締結している賃貸借契約を、平成29年度より企業土地管理局へ承継し、株式会社幕張テクノガーデンへの共益費の支払を企業土地管理局が直接行うこととしたため、県の共益費負担金の支出はなくなった。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6156万7000円である。平成29年度の予算額は、5274万2000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも6156万7000円である。

3 経緯

以下の表のとおりである。

年 月	経 過
平成16年 3月22日	第13回警察本部新庁舎建設検討委員会において「仮移転及び仮移転期間中の企業庁及び水道局に係る経費のうち光熱水費・維持管理費以外のものを原因者（一般会計）で負担することとする。」旨、決定される。
平成17年 3月22日	第15回警察本部新庁舎建設検討委員会において「企業庁の仮移転先を、幕張テクノガーデンとする。」旨、決定される。
平成18年 4月1日	株式会社幕張テクノガーデンとの賃貸借契約を締結。 賃貸借期間 H18.4.1～H23.4.30 賃貸借面積 3811㎡ 企業庁が仮移転先オフィスにて業務開始。 株式会社幕張テクノガーデンへの共益費負担金の支払を開始。 （単価：月額1440円/㎡） 企業庁との協議に基づき、共益費相当額の受入を開始。

平成22年 12月7日	企業庁の組織変更に伴い賃貸オフィス512.03㎡の一部解約を株式会社幕張テクノガーデンへ届出。 賃貸借面積 3811㎡→3298.97㎡に変更 (H23.6.7付けで解約)
平成23年 4月1日	賃貸オフィス契約締結。 賃料の変更 659円/㎡→1100円/㎡
平成28年 4月1日	企業庁が企業土地管理局へ改組される。 工業用水部が水道局へ移管される。 平成28年度の負担金徴収について、企業土地管理局、水道局と協議。
平成28年 12月26日	工業用水部の水道局幕張庁舎への移転に伴い賃貸オフィス519.96㎡の一部解約を株式会社幕張テクノガーデンへ届出。 賃貸借面積 3298.97㎡→2779.01㎡に変更 (H29.6.30付けで解約)
平成29年 4月1日	株式会社幕張テクノガーデンと締結している賃貸借契約を、企業土地管理局へ承継

4 受給者

共益費、光熱水費、維持管理費を、使用者である企業土地管理局及び水道局（旧企業庁工業用水部）との協議に基づき、同額を負担金として徴収している。

5 根拠

任意的負担金である。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第34 住民基本台帳法に係る地方公共団体情報システム機構事務負担金

一 負担金の内容

1 概要

地方公共団体情報システム機構の運営に要する費用は、同機構の定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する（地方公共団体情報システム機構法）。当該負担金は、同法に定められた運営費の負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、9500万円である。平成29年度の予算額は、7000万円である。平成27年度の決算額は、4857万4000円、平成26年度の決算額は2732万2000円である。

3 経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたのに伴い、住民基本台帳法が改正され、改正前住民基本台帳法30条の20の規定に基づき支出していた交付金から、地方公共団体情報システム機構法32条の規定に基づく負担金とされたものである。

4 受給者

負担金の受給者は地方公共団体情報システム機構である。

5 根拠

地方公共団体情報システム機構法を根拠とする。

6 申請

地方公共団体情報システム機構の定款により負担金が支出される。

7 支出報告手続

定められていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第35 総合行政ネットワーク負担金

一 負担金の内容

1 概要

地方公共団体情報システム機構法32条に基づき、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営費に充てるため、同ネットワークを運営する地方公共団体情報システム機構に対し支払うものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、5376万4000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度決算額は3414万2000円、平成26年度決算額は3786万1000円である。

3 経緯

総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）とは、政府のミレニアムプロジェクト（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）において、地方公共団体における電子政府の基盤と位置づけられて構築された、高度なセキュリティを維持した行政専用の閉域ネットワークである。地方公共団体の組織内ネットワーク（庁

内LAN)を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としており、全ての都道府県及び市区町村がLGWANに接続している。また、国の府省間ネットワークである「政府共通ネットワーク」とも相互に接続しており、地方公共団体と国の府省との行政情報の連携基盤としても機能している。県は、平成15年11月1日からLGWANの利用を開始している。

4 受給者

地方公共団体情報システム機構が支払先である。同機構は、地方公共団体が運営する組織(地方共同法人)として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に、平成26年4月1日に設立された。

5 根拠

LGWANの運営は、地方公共団体情報システム機構が同機構定款22条4号の規定により行い、運営に要する費用は地方公共団体情報システム機構法32条の規定により各都道府県が負担金として負担するものとされている。負担金額は、機構代表者会議において決定される。平成28年度の県の当初負担額は3990万1000円と定められたが、LGWAN運營業務の平成27年度決算により未払返還負担金(次期繰越収支差額相当額)が生じたことから、当初負担額が減額調整されることとなった。減額調整後の県の負担額は3310万9000円である。

6 申請手続

県は、地方公共団体情報システム機構から請求を受けて支払う。請求は四半期毎になされており、平成28年度の第1四半期分から第3四半期分までの請求額はそれぞれ997万5000円、第4四半期分の請求額は318万4000円である。

7 実績報告

県は、LGWANの業務について、担当者による検査を行い、履行を確認した旨の検査調書を作成している。平成28年度は、平成29年2月17日に検査を行い、本業務について履行を確認している。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第36 公的個人認証サービス負担金

一 負担金の内容

1 概要

地方公共団体情報システム機構法32条に基づき、公的個人認証サービスの運営費に充てるため、同サービスを運営する地方公共団体情報システム機構に対し支払うものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、6254万1000円である。平成29年度の予算額は、8940万6000円である。平成27年度決算額は5650万3000円、平成26年度決算額は6502万1000円である。

3 経緯

公的個人認証サービスとは、インターネット等を利用した行政手続を行う際に、本人確認ができる手段（電子認証）を全国的に安価で提供するサービスである。平成27年度以前、公的個人認証サービスは都道府県知事が運営することとされ、全都道府県が財団法人自治体衛星通信機構に運営を委任し、運営に要する費用は都道府県から同機構に交付金として支出され、公的個人認証サービス都道府県協議会（各都道府県で構成）が実施する安全性テストなどの共通基盤運用事業の費用等は、同協議会に負担金として支出されていた。しかし、法改正により、平成28年度以降は、地方公共団体情報システム機構が公的個人認証サービスを運営するものとされ、運営に要する全ての費用は地方公共団体情報システム機構法32条により、各都道府県が負担金として負担することとされた。

4 受給者

地方公共団体情報システム機構が支払先である。同機構は、地方公共団体が運営する組織（地方共同法人）として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に、平成26年4月1日に設立された。同機構は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に基づき、公的個人認証サービスを運営している。

5 根拠

地方公共団体情報システム機構法32条。負担金額は、機構代表者会議において決定される。

平成28年度の県の当初負担額は6284万7691円と定められたが、公的個

人認証サービス業務の平成27年度決算により未払返還負担金（次期繰越収支差額相当額）が生じたことから、当初負担額が減額調整されることとなった。減額調整後の県の負担額は5902万8995円である。

6 申請手続

県は、地方公共団体情報システム機構から請求を受けて支払う。請求は年3回に分けて行われており、1回目の請求額は2093万9000円、2回目の請求額は1675万1000円、3回目の請求額は2133万8995円である。

7 実績報告

県は、公的個人認証サービスの業務について、担当者による検査を行い、履行を確認した旨の検査調書を作成している。平成28年度は、平成29年2月21日に検査を行い、本業務について履行を確認している。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第37 地方電子申告に係るシステム都道府県負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

本負担金の正式名称は、一般社団法人地方税電子化協議会会費及び負担金である。一般社団法人地方税電子化協議会（以下「地電協」という。）が交付相手となる。千葉県は、地電協の会員となり、会費及び負担金等を納めている。

(2) 負担金の性格

会費である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2360万6000円である。平成29年度の予算額は、2640万4000円である。平成27年度の決算額は、2239万2000円、平成26年度の決算額は、2171万円である。

3 経緯

地方税ポータルシステム（通称「eLTAX（エルタックス）」）は、インターネットを通じて地方税に関する手続を電子的に行うことを目的として、全国の都道府県・市町村が組織する地電協が主体となって開発・運営をしている。

千葉県においては、平成18年1月から地方税電子申告システムの運用を開始し、法人県民税・事業税について、納税者または代理人からの電子申告・届出を受理している。

また、国税連携システムは、L GWAN回線により国税庁から確定申告データ等が各都道府県、市町村へ送信されるシステムであり、千葉県では平成23年1月から運用を開始し、受信したデータを基に個人事業税の賦課処理を行っている。地電協においては、これらシステムの運営費のほか、次期システム更改に向けての開発積立てを行い、負担の平準化を図ることとしている。

4 受給者

受給者は、地電協である。地電協は、地方公共団体の相互協力を基本理念として地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的として設立された団体である。

同協議会の実施事業は、電子申告等事業、公的年金からの特別徴収に係る経由機関事業、国税連携事業である。

5 根拠

一般社団法人地方税電子化協議会定款、会費及び負担金規則、会費調整率算定要綱

6 申請

(1) 手続

地電協から、会費及び負担金規則、経由機関業務分担金規則に基づき通知書兼請求書の送付を受ける形で行われている。

(2) 内容

請求金額について記載されているが、請求金額については税込、申告件数に応じて決定されており、公平性は確保されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第38 WBG共益費等負担金

一 負担金の内容

1 概要

県が事務所として賃借する千葉市美浜区中瀬所在の建物（ワールドビジネスガーデン。以下「WBG」という。）の共益費等（事務所賃借に伴う清掃負担金、殺鼠殺虫点検駆除業務負担金及び電気料負担金）の支払を目的とした負担金である。本負担金は、賃貸借契約に基づき賃貸人に対し支払われる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、538万7000円である。平成29年度の予算額は532万7000円である。平成27年度決算額は497万5000円、平成26

年度の決算額は、508万9000円である。

3 経緯

WBGの賃借開始時期である平成15年12月から負担している。契約は以後2年毎に更新している。

4 受給者

WBGの賃貸人（不動産事業会社）。

5 根拠

県と賃貸人との間で締結した賃貸借契約に基づき支払っている。

6 申請手続

県は賃貸人からの毎月請求を受けて支払っている。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には総務ワークステーション所長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第39 一般財団法人救急振興財団負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

全国知事会において受給者である財団法人救急振興財団（当時）を設立することとして、設立の際に全都道府県が出資することとしたと考えられる（資料は現存せず）。

(2) 負担金の性格

全都道府県による出資を財源として設立された法人の運営費の一部

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1880万円である。平成29年度の予算額は、1890万円である。平成27年度の決算額は、1880万円、平成26年度の決算額は、1940万円である。

3 経緯

文書名については不明であるが、平成2年12月21日の全国知事会の場において、全都道府県の出資による財団設立の方針が了承されその後、平成3年5月29日付け救事総発第2号により、財団設立についての通知を受けた。

平成3年5月29日付け救事総発第3号により、当該法人への出損金及び負担金

について、依頼を受けている。

4 受給者

一般財団法人救急振興財団

当該法人は、プレホスピタル・ケアの充実を目的として、平成3年4月に成立した救急救命士法を受けて、消防機関の救急救命士養成を主たる目的に、同年5月、全国47都道府県の共同出資により設立された財団法人である。

また、救急救命士の要請を計画的に進めるとともに、併せて救急に関する調査研究事業、地方公共団体が行う応急手当の普及啓発支援事業、国民から寄せられた寄付金からなる救急基金事業を行っている。

5 根拠

- (1) 上記3（経緯）のとおり

6 申請・支出報告手続

- (1) 手続

規定は特になし

- (2) 内容（作成される書類）

負担金請求書、負担金計算用統計値、事業計画、予算書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第3編 交付金

第1 運輸事業振興助成交付金

一 交付金の内容

1 概要

運輸事業振興助成交付金（以下「運輸事業交付金」という。）は、一般社団法人である千葉県バス協会及び千葉県トラック協会に対し、その旅客又は貨物の輸送の安全確保、サービス向上、効率性の確保等を目的として交付される補助金的な交付金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、7億8612万6000円であり、うち千葉県バス協会への交付額が6615万円、千葉県トラック協会への交付額が7億1997万6000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年の決算額は7億9241万4000円、平成26年度の決算額は7億7829万6000円である。

3 経緯

- (1) 昭和51年度の税制改正により軽油引取税が増税された際、営業用トラック及びバスについては、公共性が高いことから、自家用車両よりも優遇すべきであるとの議論があった。しかし、徴税において営自格差を設けることが困難であるため、税制調査会は、昭和50年12月、営業用トラック及びバスについては、別途特別な配慮を行うことが必要との答申をした。これを受けて、政府は、事務次官通達により、営業用トラック及びバスについては、都道府県が都道府県トラック協会及び都道府県バス協会に対して運輸事業振興助成交付金を交付することによって営自格差を設けることにし、その予算の補填措置として、国が都道府県に対して地方交付税交付金を交付する制度を創設した。
- (2) 平成12年4月1日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称「地方分権一括法」）が施行され、これにより、地方自治法245条の2に、「普通公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」という「関与の法定主義」が規定されて、通達行政が廃止されたが、運輸事業振興助成交付金について法的根拠となる法律は制定されず、そして、国から交付される地方交付税交付金は一般会計に組み入れられる仕組みのままとされた。その結果、都道府県に、運輸事業振興助成交付金を削減する動きが広まり、平成23年度には、削減した地方公共団体は19府県となった。
- (3) このような動きに対抗して、平成23年8月、運輸事業の振興の助成に関する法律が制定された。同法は、都道府県に対して運輸事業振興助成交付金を交付するよ

う努力すべき義務を課し、その総額につき平成6年度以降に交付された各年度における総額（およそ200億円）の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするとし、その使途を旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業、その他軽油を燃料とする自動車を用いる運輸事業の振興に資する事業に充てるべきと定め、交付を受ける者に交付金を充てて行った事業の実績等を報告すべき義務を課し、そして、財政上の措置として交付に要する経費は都道府県に交付する地方交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入すると規定している。

4 運輸事業振興助成交付要綱

(1) 目的

平成22年度税制改正大綱により、軽油引取税の税率を引き上げていた暫定税率が廃止された後もその税率水準を維持することが決定され、軽油を燃料とするディーゼルエンジン搭載のバスや貨物自動車を用いて行われる旅客運送や貨物運送の事業に引き続き負担が課せられることに鑑み、運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、予算の範囲内で運輸事業振興助成交付金を交付することによって、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資することを目的とする。

(2) 交付対象者

交付の対象者は、軽油を燃料とするディーゼルエンジン搭載の自動車を用いる運輸事業を営む者を構成員とし、千葉県を区域とする一般社団法人千葉県バス協会及び一般社団法人千葉県トラック協会である。

(3) 交付金の使途

交付金の使途は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害の防止、地球温暖化防止その他環境の保全に関する事業、事業の適性化に関する事業、共同利用に供する施設の設置及び運営に関する事業、震災等の災害時に必要な物資を輸送するための体制の整備に関する事業、経営の安定化に寄与する事業等に限定されている。

(4) 交付の条件

交付について以下の条件が付される。

- ① 交付金に係る事業の内容又は事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は、交付金に係る事業を中止し、又は廃止しようとするとき及び基金を処分しようとする場合は、知事の承認を得なければならない。
- ② 事業が予定の期間内に完了する見込みがないときは、知事に報告してその指示を受けなければならない。

- ③ 交付金に係る会計は、他の会計と区分して経理し、収支簿を備え、その支出内容を整備し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(5) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきと規定されている。

- I 事業の名称及び目的
- II 交付金の額
- III 事業完了予定日

② 添付書類

以下の書類を添付すべきものと定められている。

- I 事業計画書及び資金計画書（事業の内容及び経費の配分の明細）
- II 各種共同施設に係る設計図（若しくは仕様書）並びに設計書（若しくは見積書）及び備品購入に係る見積書
- III 総会議事録
- IV 暴力団排除に関する誓約書
- V 役員名簿
- VI その他

(6) 実績報告

① 実績報告書

実績報告書には、以下の事項を記載すべきものと規定されている。

- I 事業の目的
- II 交付決定額
- III 実績額
- IV 事業の成果

事業実績（事業計画書及び資金計画書の様式に準じて作成）

- V 事業完了期日

② 添付書類

以下の書類の添付が求められている。

- I 各種施設に係る写真
- II 共同施設に係る契約書の写し（若しくは支出証拠書類の写し）及び備品購入に係る支出証拠書類の写し
- III その他、実績に係る資料

5 千葉県バス協会の交付申請と実績報告

(1) 交付申請

① 交付申請書

交付申請書には、以下の事項が記載されている。

- I 事業の名称及び目的 運輸事業振興助成交付金事業
- II 交付金の額 6615万円
- III 事業完了予定日 平成29年3月31日

② 添付書類

以下の書類が添付されている。

I 安全運行の確保等交通安全対策に関する事業（各種受講料）

運転手等をして安全確保のための適正診断等を受けさせる事業であり、予算額は868万5800円である。

a 運転者適正診断 予算額573万1600円

運転者等をして、独立行政法人自動車事故対策機構（略称は「NASVA」）が実施する運転者適正診断の受診をさせる事業である。同機構の運営形態業務範囲は、独立行政法人自動車事故対策機構法に定められている。予算は、受診予定者数2492名に一人当たりの受診料2300円を乗じて算出した573万1600円である。

b 運行管理者基礎講習 予算額103万5300円

運行管理者（運送事業者において当該事業年度で初めて運行管理者に選任され、以前に基礎講習を受講していない者）をして、上記機構が実施する運行管理者基礎講習（3日間で合計16時間）を受講させる事業である。予算は、受講予定者数119名に一人当たりの受講料8700円を乗じて算出した103万5300円である。

c 運行管理者一般講習 予算額191万8900円

運行管理者及び運行管理者補助者をして、上記機構が実施する一般管理講習（1日で5時間）を受講させる事業である。予算は、受講予定者数619名に一人当たりの受講料3100円を乗じて算出した191万8900円である。

II 共同施設の整備運営に関する事業

5社共同で停留所等の上屋、標識及び案内板を設置する事業であり、予算額は325万3000円である。

III 輸送サービス改善、その他公共の利便に資する事業及びバス事業者が行う事業

a ポスター 予算額70万円

事業名は「ポスター」、内容は「走行環境・他」、業者名は印刷業者と記載されているので、ポスターの印刷であることは分かるが、内容は記載からは理解し難く、枚数や貼付場所も不明である。

b 貸切類似行為防止キャンペーン 予算額1150万円

事業名は「貸切類似行為防止キャンペーン」、内容は「310万袋」、業者名

は印刷業者であり、単価は約38円と記載されているので、封筒にキャンペーン内容を印刷して配付する事業と解されるが、配布先310万袋の算定根拠が不明である。

c バスの日 予算額130万円

事業名に「バスの日（9月20日）」と記載されているのみであり、実績報告を読むと、各バス会社に支出されているので、各バス会社がバスを有償で提供して運行する事業と解されるが、具体的内容は不明である。

IV 千葉県バス総合案内システム整備事業

千葉県バス総合案内システムの維持管理費であり、予算額は250万円である。

V 人と環境に優しいバス等導入助成事業

人と環境に優しいバス等の導入を助成する事業とのみ記載してあり、それだけでは理解できないが、実績報告を読むとハイブリッドバス、ノンステップバス、リフト付きバス及び燃費基準達成車バスの導入を助成する事業と分かる。予算額は699万4000円である。

VI 事故防止対策事業

予算額は1038万6200円である。

VII バス活性化対策事業

予算額は600万円である。

VIII その他（事務運営費外）

予算額は40万円である。

(2) 実績報告

① 実績報告書

要綱で定められた書式に従って実績報告書が作成されている。

I 事業の目的

申請書に添付されている「資金計画及び事業計画書」の2の「交付金の使途」に記載されている(1)から(8)までの事業がそのまま記載されている。

II 交付決定額

交付決定額は、交付申請額と同額の6615万円である。これに基金取崩し額として99万9972円と利息収入193円の合計6715万165円が記載されている。この金額が事業を実施するために支出した費用の総額である。

III 交付金実績額

実績額は、6615万円であり、事業実施のために支出した金額は、実績額6615万円に基金取崩し額99万9972円及び利息収入193円を加えた6715万165円である。

② 添付書類

実績報告書の別紙として「平成28年度運輸事業振興助成交付金事業実績明細書」が綴られ、これに交付金の二次受給者作成の請求書や工事写真の写し等が添付されている。なお、県では、毎年、職員が往査して、支出が適正になされているかを確認するため、関係帳簿等を調査している。

6 千葉県トラック協会の交付申請と実績報告

(1) 交付申請

① 交付申請書

交付要綱に定められた書式の申請書が提出されている。記載事項は、以下のとおりである。添付書類の記載は、書式のとおりである。

- I 事業の名称及び目的 運輸事業振興事業
- II 交付金の額 7億1997万6000円
- III 事業完了予定日 平成29年3月31日

② 添付書類

事業の具体的内容は、資金計画及び事業計画書に記載されている。その記載内容は、以下のとおりである。

I 交通安全対策事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は2億8624万2000円である。

- a 追突事故防止セミナーの開催と追突警報装置の導入
- b ETC2.0（高速・大容量通信により、広範囲の渋滞・規制情報提供や安全運転支援等の情報を提供する通信サービス）の受信装置導入
- c 初任運転者及び管理者を対象とした教育
- d 「交通事故・労災災害」防止大会を開催
- e ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの導入助成
- f 運転者を対象とする定期健康診断受診費用の助成
- g 春秋の「全国交通安全運動」等の各種安全キャンペーン
- h 運転適正診断受診及び運転記録証明書の取得の費用助成
- i 自動車安全運転センターと連携し、無事故・無違反を競う「セーフティドライバーズちば」の参加者拡大

II 環境保全対策事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は7960万7000円である。

- a 事業者が自ら行う環境保全対策「グリーンエコプロジェクト」活動の推進
- b 圧縮天然ガス自動車・ハイブリッド車等の導入助成
- c 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営認証」取得等の助成
- d 省燃費運転講習会の開催及びアイドリングストップ運動の実施

e 植林事業の実施

III 貨物自動車運送適正化事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は7998万円である。

- a 千葉陸運支局が選定したトラック運送事業者を対象として、法令遵守と事故防止の取組状況について、巡回指導評価基準に基づいて評価し、その基準を超えている運送事業者はそれを認定し、公表することによって、その業者は安全性が高い優良事業者との評価を獲得して、営業成績が向上するという利点が伴うことによって、運送事業者の法令遵守と事故防止の取組推進を図る事業
- b 運送事業者を対象として、交通安全対策等への取り組みを評価基準に基づいて評価し、これを超えている事業者を安全優良事業所として認定して公表し、その認定したことを証するGマークを交付し、これによってその認定業者の営業成績が向上するという利点が伴うことによって、運送事業者の安全対策の推進を図る事業
- c 巡回指導結果の評価が低い事業者に対し、フォーアアップ講習会を開催する事業
- d 千葉県トラック協会に加入していない事業者に対し、巡回指導を行い、法令遵守と事故防止の取組を向上させ、千葉県トラック協会加入を勧誘する事業

IV 緊急輸送体制整備事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は200万円である。

- a 千葉県及び千葉県倉庫協会と締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、会員事業者と連携して、緊急物資支援車両等の迅速な出動態勢を維持する事業
- b 千葉県と協定を締結した「新型インフルエンザ対策」や「急性悪性家畜伝染病対策」について、迅速に対応する体制を整備する事業

V 輸送サービス事業

VI 経営基盤強化事業

VII 輸送情報近代化事業

VIII 交付金運営事業

IX 広報事業

X 中央事業への出捐金

(2) 実績報告

① 実績報告書

要綱で定められた書式に従って実績報告書が作成されている。

I 事業の目的

申請書に添付されている「資金計画」及び「事業計画書」に記載されている

10の事業がそのまま記載されている。

II 交付決定額

交付決定額は、交付申請額と同額の7億1997万6000円である。

III 実績額

実績額は、交付決定額と同額の7億1997万6000円が記載されている。しかし、事業実施のために支出した金額は、添付書類の「平成28年度運輸事業振興助成交付金事業収支計算書」の記載によれば、8億804万7000円であり、不足した差額8800万円は、近代化基金の取崩金で賄われている。

IV 事業の成果

a 事業実績

添付書類の「平成28年度運輸事業振興助成交付金に係る事業計画及び資金計画の実績報告書」のとおりと記載されている。

b 事業完了日

平成29年3月31日と記載されている。

② 添付書類

「平成28年度運輸事業振興助成交付金に係る事業計画及び資金計画の実績報告書」、その別紙として「平成28年度運輸事業振興助成交付金事業収支計算書」、「その他参考にすべき事項」、「平成28年度千葉県運輸事業振興助成交付金事業明細」、「平成28年度事業報告書」、「平成28年度資金報告書」が添付されているが、いずれも、会計を整理した要約書であり、支出を裏付ける領収書や振込伝票等は、添付されていない。なお、県では、毎年、職員が往査して、支出が適正になされているかを確認するため、関係帳簿等を調査している。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

千葉県バス協会の実績報告及び千葉県トラック協会の実績報告には、領収書等の添付がなく、支出が確認できない。補助金等の適正化において最も重要なことは不正受給の防止であり、そして、不正受給を防止するためにまずなすべきことは支出の有無及び内容の確認である。県では、毎年、担当職員が往査して会計書類を確認しているとのことであるが、その報告書は作成されていない。仮に監査報告書を作成するとすれば、監査報告書に支出を確認できる資料の写しを添付しなければならない。その程度の証拠書類が揃った報告書が県の管理する簿冊につづられていて、初めて県が支出を確認したと認められるのであって、そうでなければ不正な支出が無かったことの確認は、担当職員の主観にとどまる。報告書を

作成して領収書等の資料を添付するくらいならば、受給者の実績報告書に領収書を添付させた方が事務処理として効率が遙かに高い。よって、実績報告書に支出を確認できる領収書等の証拠書類を添付させるべきである。

以上